

○一般財団法人長崎県教職員互助組合第5号組合員運営規則

制定 令和4年2月14日議決（令和5年4月1日施行）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、一般財団法人長崎県教職員互助組合定款（以下「定款」という。）第53条及び一般財団法人長崎県教職員互助組合運営規則（以下「運営規則」という。）第3条、第4条、第5条に基づき第5号組合員に係る事項を定めることを目的とする。

第2章 組合員の権利等

（組合員の権利）

第2条 第5号組合員は、次の権利を有する。ただし、第3条第1項の義務を果たさない者はこの限りでない。

- (1) 運営規則第24条に掲げる事業のうち理事会が決定する事業を受ける権利
- (2) 互助組合の運営に関し、評議員を通じて意見を述べる権利
- (3) 会計帳簿及び証拠書類を閲覧する権利

2 第5号組合員のうち臨時的任用の教職員で第5条に定める掛金を納入した者は、前項第1号の権利にかえて次の権利を有する。ただし、第3条第2項の義務を果たさない者はこの限りでない。

- (1) 第6条に掲げる事業を受ける権利

（組合員の義務）

第3条 第5号組合員は、次の義務を負う。

- (1) 定款、規則、一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則（以下「細則」という。）及び互助組合関連規程並びに機関の決定に服する義務
- (2) 互助組合に対する債務を履行する義務

2 第5号組合員のうち臨時的任用の教職員で、第5条第2項に定める手続きを行った者は、次に定める日に遡って、掛金を納入する義務を負う。

- (1) 同項第1号に該当する者 組合員の資格を取得した日
- (2) 同項第2号に該当する者 当該任用発令日

3 前項の義務を負った者は、真にやむを得ない場合かつ理事会の承認を得た場合を除き、資格を喪失する日まで掛金を納入する義務を負う。

（権利の譲渡禁止）

第4条 組合員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

第3章 掛 金

（掛 金）

第5条 第5号組合員のうち臨時的任用の教職員は、定款第45条の規定に基づき、毎月給料の月額（給料月額、教職調整額、調整額を加算した額）に評議員会で定めた率1000分の7（円未満は

切り捨てる。)を掛金として、給与受領の際互助組合に納入することができる。

2 前項に定める掛金の納入を希望する者は、次に定める日までに様式5号組-1「互助組合掛金控除依頼書」(以下「依頼書」という。)を互助組合に提出しなければならない。

(1) 第5号組合員の資格取得時に掛金の納入を希望する者 第5号組合員の資格取得した日が属する月の翌月末日

(2) 前号に定める日までに依頼書を提出しなかった者で、第5号組合員の資格取得後、新たな任用発令時に掛金の納入を希望する者 当該任用発令日が属する月の翌月末日

3 掛金の100分の26の率は、社会保険料控除対象事業の資金に充てることとする。

第4章 事業

(事業の種類)

第6条 第5号組合員のうち臨時的任用の教職員で掛金を納入した者は、次の事業を受けることができる。

(1) 組合員に対する共済(事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。)等の福利厚生に関する事業

ア 短期給付事業

- (ア) 家族療養費の給付
- (イ) 弔慰金及び家族弔慰金の給付
- (ウ) 出産費及び配偶者出産費の給付
- (エ) 災害見舞金の給付
- (オ) 休職(無給)見舞金の給付

イ 福祉・厚生事業

- (ア) 療養費の給付
- (イ) 入院見舞金の給付
- (ウ) 入退院交通費、通院費の給付
- (エ) 結婚祝金の給付
- (オ) 介護休暇給付金の給付
- (カ) 遺児給付金の給付
- (キ) 福祉・厚生事業(リフレッシュ活動費の給付を除く)

ウ その他

- (ア) その他組合員の福利増進に関する事業(貸付事業・保険事業を除く)

(2) 長崎県の教育文化の振興に関する事業

- ア 講演会、教育文化等に関する教養講座
- イ 芸術文化、スポーツ振興に関する事業
- ウ 児童、生徒の情操教育に関する事業

第5章 給付

(給付の条件)

第7条 第6条の給付の額と条件に関する必要な事項及び厚生事業の内容については、細則の定める

ところによる。

(給付の制限)

第8条 給付は、第5条第2項の手続きを行った組合員の請求又は申込みによって行う。ただし、次の各号の一に該当するときは、理事会に諮り、その一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 給付の事由に虚偽があったとき。
- (2) 掛金を納入しないとき。
- (3) 請求又は受領に関して、不正の事実があったとき。
- (4) その他、理事会が不当であると認めたとき。

(権利の消滅)

第9条 第5条第2項の手続きを行った組合員が有する給付の請求の権利及び掛金の還付を受ける権利は、その原因である事由が発生した日から満3年をもって消滅する。

(権利の存続期間)

第10条 第5条第2項の手続きを行った組合員が有する給付の請求の権利は、その原因である事実が組合員の資格を有する期間に生じたものに限り、これを行う。

(請求権の主体)

第11条 給付の請求は、第5条第2項の手続きを行った組合員が行う。なお、組合員であった者が給付の請求を行う場合も同じとする。ただし、組合員が死亡した場合の給付については、その遺族が行う。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 遺族の範囲は、地方公務員等共済組合法（以下「地公共済法」という。）第2条第1項第3号、同条第3項、同法施行令第4条及び運用方針法第2条関係施行令第4条を準用する。

2 遺族の順位は、地公共済法第45条、第46条及び第47条を準用する。

(給付金からの控除)

第13条 組合員が休職又は資格喪失し、互助組合に支払う金額があるときは、その組合員に支給すべき給付金（弔慰金及び家族弔慰金を除く）から控除する。

第6章 雑 則

(その他)

第14条 この規則の実施に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規則は、令和6年 4月 1日から施行する。